

平成 24 年 8 月 28 日

各 位

会 社 名 日本ベリサイン株式会社  
代表者名 代表取締役社長 古市 克典  
(コード：3722、東証マザーズ)  
問合せ先 コーポレート本部 本部長 風間 武也  
(TEL. 03-3271-7011)

### 定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 8 月 28 日開催の取締役会において、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更及び全部取得条項付普通株式（下記 I. 1. (1) ②において定義いたします。）の取得について、平成 24 年 9 月 24 日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本臨時株主総会と同日開催予定の当社普通株式を有する株主様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

### I. 当社の完全子会社化のための当社定款の一部変更について

#### 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（以下「定款一部変更の件（A）」といいます。）

##### (1) 変更の理由

平成 24 年 7 月 7 日付当社プレスリリース「支配株主の子会社である合同会社シマンテック・インベストメンツによる当社株券等に対する公開買付けの結果並びにその他の関係会社及び主要株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社の支配株主（親会社）である米国シマンテック・コーポレーション（Symantec Corporation）（以下「シマンテック」といいます。）の完全子会社である合同会社シマンテック・インベストメンツ（以下「シマンテック・インベストメンツ」といいます。）は、平成 24 年 5 月 28 日から同年 7 月 6 日まで、当社普通株式及び新株予約権に対して公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、同年 7 月 13 日（本公開買付けの決済開始日）をもって、当社普通株式 166,805 株（議決権の数：166,805 個。当社が平成 24 年 8 月 10 日付で提出した第 17 期第 2 四半期報告書に記載された平成 24 年 6 月 30 日現在の総株主の議決権の数（446,589 個）に占める割合：37.35%（小数点以下第三位を四捨五入））を保有するに至っております。なお、当社の支配株主（親会社）であり、かつシマンテック・インベストメンツの完全親会社であるシマンテックは、当社普通株式 242,416 株（議決権の数：242,416 個。当社が平成 24 年 8 月 10 日付で提出した第 17 期第 2 四半期報告書に記載された平成 24 年 6 月 30 日現在の総株主の議決権の数（446,589 個）に占める割合：54.28%（小数点以下第三位を四捨五入））を保有しており、シマンテック及びシマンテック・インベストメンツは合わせて当社普通株式 409,221 株（議決権の数：409,221 個。当社が平成 24 年 8 月 10 日付で提出した第 17 期第 2 四半期報告書に記載された平成 24 年 6 月 30 日現在の総株主の議決権の数（446,589 個）に占める割合：91.63%（小数点以下第三位を四捨五入））を保有しております。

また、平成 24 年 5 月 25 日付当社プレスリリース「支配株主の子会社である合同会社シマンテック・インベ

トメンツによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、シマンテックは、当社及びシマンテックが望ましい成長を実現するためには、シマンテックと当社の間でより緊密な関係を構築することが最善の方法であるとの結論に至り、シマンテックが、当社をシマンテックが単独で又はシマンテック及びシマンテック・インベストメンツが合わせてその発行済株式の全てを保有する会社とすることを目的として行う一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、シマンテック・インベストメンツに、当社の普通株式及び新株予約権を本公開買付けにより取得させることを決定したとのことです。とりわけ、当社を、シマンテックが単独で又はシマンテック及びシマンテック・インベストメンツが合わせてその発行済株式の全てを保有する会社とすることにより、当社は、シマンテックのブランド及びその他の共通のリソースをより効果的に活用することができるようになり、迅速な意思決定を通じて、競争の激しい市場における環境の変化に早期に対応することができるようになってきていると考えているとのことです。

当社といたしましても、当該プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、シマンテック及びシマンテック・インベストメンツからの本取引に関する説明、本取引に関する当社の財務アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村証券」といいます。）から取得した株式価値算定書及びフェアネス・オピニオン、本取引に関する当社の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの法的助言、第三者委員会の答申等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討を行いました。その結果、当社は、本公開買付けを含む本取引の実施により、当社のマーケティング・販売活動における効率化・市場競争力の強化、顧客基盤等の強化、製品ラインナップの強化、日本市場向け製品の開発力の強化等により当社の企業価値が向上すると考えられ、他方、本取引の実行が当社の企業価値を毀損する可能性及びその程度は、いずれも限定的なものに留まること、当社普通株式に係る本公開買付けの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）も妥当なものであること等から、本取引は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであると判断し、平成 24 年 5 月 25 日開催の当社取締役会において、シマンテックのエグゼクティブ・バイスプレジデントを兼任しているスコット・テイラー氏及びシマンテックのバイスプレジデントを兼任しているフラン・ロッシュ氏を除く取締役全員の一致により、当社を、シマンテックが単独で又はシマンテック及びシマンテック・インベストメンツが合わせてその発行済株式の全てを保有する会社とすることを前提とした本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、株主様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

その後、上記のとおり、本公開買付けは平成 24 年 7 月 6 日に終了し、多数の株主様の応募の結果、本公開買付けの公開買付者であるシマンテック・インベストメンツは、同年 7 月 13 日（本公開買付けの決済開始日）をもって、当社普通株式 166,805 株を保有するに至っております。

当社といたしましては、以上の経緯を経て本公開買付けが成立し、シマンテック及びシマンテック・インベストメンツから要請を受けたこと等を踏まえ、平成 24 年 8 月 28 日開催の当社取締役会において、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、以下の①から③の方法により、当社がシマンテック及びシマンテック・インベストメンツが合わせてその発行済株式の全てを保有する会社となるための手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）を実施することを決議いたしました。なお、平成 24 年 5 月 25 日付当社プレスリリース「支配株主の子会社である合同会社シマンテック・インベストメンツによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社は、本取引の検討にあたり、当社の社外取締役である林新氏、並びに外部有識者である梅野晴一郎氏、藤崎清孝氏及び新井達哉氏により構成される第三者委員会を設置し、当該第三者委員会は、本公開買付け後にシマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせて当社の発行済株式の全てを取得するための手続の実施を当社取締役会が決定することは当社の少数株主にとって不利益ではない旨の答申を行っております。

- ① 当社定款の一部を変更し、下記「(2) 変更の内容」に記載の定款変更案第 6 条の 2 に定める内容の A 種類株式（以下「A 種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設し、当社を種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします（以下「手続①」といいます。）。

- ② 手続①による変更後の当社定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（但し、当社が保有する自己株式を除きます。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式を 0.000025 株の割合をもって交付する旨の定めを設けます（以下「手続②」といいます。）。
- ③ 会社法第 171 条第 1 項並びに手続①及び②による変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社は、株主様（当社を除きます。以下同じです。）から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、各株主様に対して、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき A 種種類株式を 0.000025 株の割合をもって交付いたします。なお、シマンテック及びシマンテック・インベストメンツを除く各株主様に対して交付される A 種種類株式の数は、いずれも 1 株未満の端数となる予定です（以下「手続③」といいます。）。

当社は、株主様に対する A 種種類株式の交付の結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する A 種種類株式を、会社法第 234 条その他の関係法令の定める手続に従って売却し、当該売却により得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て A 種種類株式を当社が買い取ることを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却価格につきましては、別途定める基準日（下記Ⅱ. 2. (2)「取得日」において定める取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）において株主様が保有する当社普通株式の数に 44,000 円（本公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。

「定款一部変更の件（A）」は、本完全子会社化手続のうち手続①を実施するものであります。会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号）、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である手続②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものであります。

## (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、「定款一部変更の件（A）」に係る定款の一部変更は、「定款一部変更の件（A）」に係る議案が本臨時株主総会において承認可決された時点で効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、1,738,656 株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、1,738,656 株とし、<u>普通株式の発行可能種類株式総数は 1,738,556 株、A 種種類株式の発行可能種類株式総数は 100 株とする。</u></p> <p><u>(A 種種類株式)</u></p> <p>第 6 条の 2 当会社は、残余財産を分配するとき</p>

<p style="text-align: center;">第3章 株主総会  (新設)</p>	<p>は、<u>A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会  (種類株主総会)</p> <p><u>第15条の2 第12条、第13条及び第15条の規定は種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2 第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>3 第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>
---	--

## 2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（以下「定款一部変更の件（B）」といいます。）

### (1) 変更の理由

「定款一部変更の件（B）」は、本完全子会社化手続のうち手続②を実施するものであり、「定款一部変更の件（A）」に係る変更後の当社定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定款の定めを新設するものです。「定款一部変更の件（B）」に係る議案が本臨時株主総会で、また、本種類株主総会議案「全部取得条項に係る定款一部変更の件」が本種類株主総会で、それぞれ原案どおり承認可決され、手続②の定款変更の効力が発生した場合には、当社の発行する普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、手続②の後、下記Ⅱ．に記載の「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決されることにより、当社は株主様から全部取得条項付種類株式を取得いたしますが（手続③）、当該取得と引換えに当社が株主様に交付する取得の対価は、「定款一部変更の件（A）」に係る定款変更により設けられるA種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株につき株主様に割り当てるA種種類株式の数は、シマンテック及びシマンテック・インベストメンツを除く各株主様に対して交付されるA種種類株式の数が1株未満の端数となるように、0.000025株としております。

### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、「定款一部変更の件（B）」に係る定款変更は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件（A）」及び下記Ⅱ．に記載の「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれ

も原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において「定款一部変更の件（B）」と同内容の定款変更に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成 24 年 11 月 1 日に効力が生じるものとしたします。

（下線は変更部分を示します。）

「定款一部変更の件（A）」に係る変更後の定款	追加変更案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式 (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式 (全部取得条項)</p> <p><u>第 6 条の 3 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得することができる。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式 1 株につき A 種種類株式を 0.000025 株の割合をもって交付する。</u></p>

## II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

### 1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「全部取得条項付普通株式の取得の件」は、本完全子会社化手続のうち手続③を実施するものであり、会社法第 171 条第 1 項並びに「定款一部変更の件（A）」及び「定款一部変更の件（B）」に係る変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が株主様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、各株主様に対して、当該取得と引換えに、「定款一部変更の件（A）」に係る定款変更により設けられる A 種種類株式を交付するものです。

当該交付がなされる A 種種類株式の数につきましては、株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式を 0.000025 株の割合をもって交付するものとしたします。この結果、シマンテック及びシマンテック・インベストメンツ以外の各株主様に対して取得対価として交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。このように割り当てられる A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となる株主様に関しましては、会社法第 234 条の定めに従って以下のとおりの 1 株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式を、0.000025 株の割合をもって割り当てる結果生じる A 種種類株式の 1 株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する A 種種類株式を、会社法第 234 条その他の関係法令の定める手続に従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て A 種種類株式を当社が買い取ることを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却価格につきましては、別途定める基準日（下記 2.（2）「取得日」において定める取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）において株主様が保有する当社普通株式の数に 44,000 円（本公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。

### 2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

#### (1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第 171 条第 1 項並びに「定款一部変更の件（A）」及び「定款一部変更の件（B）」に係る変更後の当社定款に基づき、取得日（下記（2）において定めます。）において、別途定める基準日（取得日の前日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主様に対して、その保有する全部取

得条項付普通株式1株の取得と引換えに、A種種類株式を0.000025株の割合をもって交付するものいたします。

(2) 取得日

平成24年11月1日(木)

(3) その他

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件(A)」及び「定款一部変更の件(B)」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件(B)」と同内容の定款変更に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに「定款一部変更の件(B)」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものいたします。なお、その他必要事項については、当社取締役会にご一任願いたいと存じます。

### III. 上場廃止について

本臨時株主総会において「定款一部変更の件(A)」、「定款一部変更の件(B)」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件(B)」と同内容の議案が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所の開設する市場である、マザーズ市場(以下「マザーズ」といいます。)の上場廃止基準に該当することとなり、平成24年9月24日から平成24年10月26日までの間、整理銘柄に指定された後、平成24年10月29日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社の普通株式をマザーズにおいて取引することはできません。

### IV. 本完全子会社化手続の日程の概要(予定)

本完全子会社化手続の日程の概要(予定)は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会開催日	平成24年9月24日(月)
種類株式発行に係る定款一部変更(定款一部変更の件(A))の効力発生日	平成24年9月24日(月)
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成24年9月24日(月)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成24年9月25日(火)
当社普通株式の売買最終日	平成24年10月26日(金)
当社普通株式の上場廃止日	平成24年10月29日(月)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	平成24年10月31日(水)
全部取得条項に係る定款一部変更(定款一部変更の件(B))の効力発生日	平成24年11月1日(木)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付の効力発生日	平成24年11月1日(木)

### V. 支配株主との重要な取引等に関する事項

シマンテックは当社の支配株主(親会社)であることから、上記II.に記載の全部取得条項付普通株式の取得(以下「本取得」といいます。)は、支配株主との重要な取引等に該当します。

当社が、平成23年5月23日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している当社の「支配株主と

の取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。

当社は、本取引の検討にあたり、平成24年5月25日付けプレスリリース「支配株主の子会社である合同会社シマンテック・インベストメンツによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」の「3. (3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、①独立性のある社外役員及び外部有識者により構成される第三者委員会を設置し、②支配株主との間に利害関係を有しない第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンを取得し、③支配株主との間に利害関係を有しない法律事務所から助言を受け、④支配株主との間に利害関係を有しない取締役によって最終的な当社の意見表明の決定を行っております。従って、同指針よりさらに厳格な体制をもって、本取引における少数株主の保護を図っております。

なお、平成24年4月11日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」は以下のとおりです。

「当社の主たる事業および連結売上高は、米国シマンテック・コーポレーションとのライセンス契約に基づき、米国シマンテック・コーポレーションから提供を受けたものが主要部分を占めております。ただし、取引内容及び条件は、他の取引先と同様に、親会社からの独立性を確保するように法令に従い、公正かつ適正な手続きを踏襲し、客観的に合理的な条件となるように最大限の注意をもって決定しております。」

また、本取得の公正性を担保するための措置として、上記「Ⅱ. 1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由」に記載のとおり、A種種類株式を、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式を当社が買い取ることを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、別途定める基準日において株主様が保有する当社普通株式の数に44,000円（本公開買付け価格）を乗じた金額に相当する金額が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。この公開買付け価格につきましては、当社は、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等として、上記①乃至④等の各措置を講じております。

さらに、平成24年5月25日付けプレスリリース「支配株主の子会社である合同会社シマンテック・インベストメンツによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」の「3. (3) ①当社における独立した第三者委員会の設置」に記載のとおり、当社取締役会は、本公開買付けを含む本取引に関する当社の意思決定過程における恣意性や利益相反を排除し、公正性、透明性及び客観性を確保するため、社外取締役及び外部有識者によって構成された第三者委員会を設置いたしました。当該第三者委員会は、同プレスリリースの「3. (2) ③本公開買付けに賛同する等の意見に至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引の実施により、当社のマーケティング・販売活動における効率化・市場競争力の強化、顧客基盤等の強化、製品ラインナップの強化、日本市場向け製品の開発力の強化等により当社の企業価値が向上すると考えることには一定の合理性が認められ、他方、本取引の実行が当社の企業価値を毀損する可能性及びその程度は、いずれも限定的なものに留まることから、本取引が当社の企業価値を向上させるものであると判断することは、合理的であるとの結論に至り、また、本公開買付け価格について、野村證券からの助言を得ながら、シマンテックとの間で、複数回の電話会議による直接交渉を含む、真摯な協議・交渉等を行い、かつ、野村證券より、野村證券が平成24年5月25日付で当社に提出した株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンのうち、株式価値算定

書のドラフトの最終版に基づき、当社の普通株式の価値評価に関する説明を受けるとともに、フェアネス・オピニオンのドラフトの最終版に基づき、本公開買付価格が当社の株主にとって財務的見地より妥当である旨の説明を受けたことから、本公開買付けについて当社取締役会が賛同すること及び本公開買付け後にシマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせて当社の発行済株式の全てを取得するための手続の実施を当社取締役会が決定することは当社の少数株主にとって不利益ではないと認められることを内容とする答申を委員全員の一致で決定し、当社取締役会に答申を行い、その詳細を記載した答申書を同日付で提出しております。

また、本日開催の当社取締役会においては、後記のスコット・テイラー氏及びフラン・ロッシュ氏を除く取締役全員一致により、本取得の実施に係る議案を本臨時株主総会に付議する旨の決議を行っております。そして、当該取締役会に出席した監査役（監査役3名中、出席監査役[3]名）はいずれも、上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。なお、シマンテックのエグゼクティブ・バイスプレジデントを兼任しているスコット・テイラー氏及びシマンテックのバイスプレジデントを兼任しているフラン・ロッシュ氏は、本件取引について利益が相反し、又は利益が相反するおそれがある一方で、対象者の全取締役4名のうち2名を占めることから、本取得に関する議題の審議及び決議について、スコット・テイラー氏はかかる審議及び決議が行われた取締役会に欠席する一方、フラン・ロッシュ氏は定足数を満たすため当該取締役会に電話会議システムを利用して出席したものの、上記審議において一切発言せず、また決議においては棄権しております。なお、本取得の手続に関しては、当社のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所の法的助言を受けております。

当社取締役会は、以上を踏まえ、本取得を含む本取引の実施は当社の少数株主にとって不利益ではないと判断しております。

なお、上記のとおり、当社は、本公開買付けに対する意見の表明に先立ち、本公開買付け後に本取得が行われる予定であることを前提に第三者委員会から上記答申書を取得しておりますので、本取得に際し、支配株主との間に利害関係を有しない者からの意見を改めて入手しておりません。

以 上